

有効な年度であることを確認

令和 年 月 日

住所 所在地	
氏名 名称	様

〇〇都道府県知事又は〇〇市区町村長 印

徴収猶予許可通知書

特

令和 年 月 日に地方税法附則第59条第1項の規定により申請があった徴収の猶予については、次のとおり許可しましたので通知します。

年度	税目	納期限	税額 円	本税以外 (延滞金等)	納付番号等	徴収猶予許可期間	
						納期限の翌日から	まで 月 日
						納期限の翌日から	まで 月 日
						納期限の翌日から	まで 月 日
						納期限の翌日から	まで 月 日
						納期限の翌日から	まで 月 日
合計							

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇知事又は〇〇市区町村長に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。）。審査請求者は、正当事由を提出しなければなりません。なお、審査請求者は〇〇を経由して提出することができます。

上記の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇都道府県知事又は〇〇市区町村を被告として（訴訟において〇〇代表者または〇〇知事又は〇〇市区町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から④までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

連絡先: 〇〇都道府県又は〇〇市区町村 課名 担当名 電話番号

登録番号(車両番号)を確認

許可期間を過ぎていないことを確認